

令和5年2月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

令和5年2月15日 開会

令和5年2月15日 閉会

国見町農業委員会

令和5年2月  
国見町農業委員会定例総会会議録

---

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
5番	佐久間久子君	6番	斎藤紀次君
7番	八島富一君	8番	佐藤浩信君
10番	井砂秀明君		

1. 欠席委員

3番 佐藤武君

1. 出席農地利用最適化推進委員

西大枝・川内地区担当 松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君
産業振興課長	佐藤智昭君

1. 議事日程

---

議事日程

令和5年2月15日（水曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 令和5年度農作業標準賃金について

協議第1号 国見農業振興整備計画の変更案に関する意見について

## 6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

---

午後1時30分開会

○事務局 皆さん、どうもこんにちは。

今日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

では、ただいまより、令和5年2月の国見町農業委員会定例総会を開催いたします。

---

### 1 会長挨拶

○事務局 渋谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思いますので、会長、よろしくをお願いいたします。

---

### 2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 異議なしの声がありましたので、5番、佐久間久子委員、6番、齋藤紀次委員をお願いいたします。

---

### 3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会において、3番、佐藤武委員が欠席でございます。

---

#### 4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

---

#### 5 議事

##### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（12件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 亡くなった場合で、相続が関係した場合は一回解約してやるんだっけ、変更みたいなやつじゃなかったっけ。中間管理機構が入ると違うんだっけか。

○事務局 ええ。一応、解約という形で。

○8番（佐藤浩信君） やってから、もう一回再契約ということ。

○事務局 そうです、はい。

○8番（佐藤浩信君） 別のほうは、変更に対して出していたよね。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 要するに、〇〇〇株式会社の契約を取り消して、新たに機構を使って契約し直すというようなことですか。



以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） なしという意見なので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号15番の案件に関して、8番、佐藤浩信委員が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては、議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号で議案参与の制限に該当しない案件についてを審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権移転の申出5件、個人による貸借の申出15件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） ○○○○さんという方が随分手広くやっておられるんですけども、個人でやっているんですか、それとも何らかの会社とか、そういう団体をつくっておられるのではなくて、あくまでも個人でやっておられるのかどうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 ○○さんは個人で経営しています。

○6番（斎藤紀次君） じゃ、随分手広くやって、十分その能力がある人なんですか。

○事務局 そうですね、はい。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました。

あと、ちょっと水利費の仕組みをちょっと教えてほしいなと思うんですけども、その単価とか、どういう契約をするのか。

○事務局 具体的な単価については把握していないんですけども、その賃借料を、例えば賃借料が高ければ水利費は貸人負担、安ければ借人負担とかというような形で、そこは相対で、お互い話し合いの中で決めるものだと思っています。

〔「発言をしていい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 現在借りている方が……

○8番（佐藤浩信君） 大体水利費というのは、おおむね10アール当たり5,600円、大体ですね。ただ、土地を借りちゃうともう一つの問題があって、江払いとか何かの、その出る出ないを地主がやるか、借りている人がやるかという、そういうやつもいろいろあるんで、その辺は大変ですね。

○6番（斎藤紀次君） 金だけの問題じゃなくて、そこら辺はその都度決めるという。

○8番（佐藤浩信君） そうです。だから江払いまでの人は土地なんて、もう土地代は要らないよと言っている人もいるくらいです。

○会長（渋谷福重君） そのお金というのは、西根堰のほうに行くわけなの。

○8番（佐藤浩信君） いえ、環境保全会のほうから……

○会長（渋谷福重君） 水利費というのは……

○8番（佐藤浩信君） 西根堰に管理費。

○会長（渋谷福重君） 管理費というのは、そいつは今度集計して、今度西野堰に行くんだよな。

○8番（佐藤浩信君） はい。

○会長（渋谷福重君） 多分、面積割りはそういうふうになっていると思います。

○6番（斎藤紀次君） 幾ら幾らって毎年通知というか、その西根堰のほうから幾ら幾らという単価を示されるということなの。

○8（佐藤浩信君） 来ます。

○6番（斎藤紀次君） 分かりました、はい。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

5番。

○5番（佐久間久子君） 前回も言ったんですけれども、19番と20番の〇〇〇〇さん、森山に住んでいて再設定だったら、その文書をつくる時に現住所に変更するということとはできないんですか。うちが2軒あることになるでしょう、この人。そうしたら、塚野目と森山に。

○事務局 住民票上の住所が塚野目になっていますので、農地台帳でも塚野目で管理しています。

○5番（佐久間久子君） 森山には管理の人しか住んでいないということ、じゃ。あそこうち持っているでしょう。

○8番（佐藤浩信君） 仮住まいです、あそこ。

○5番（佐久間久子君） 仮住まいとはいうけれども、ということは、第三町内会にはいないということ、人物的にね。仮住まい。ということになるでしょう。

○事務局 いや、あくまでそこは住民票上で、台帳もそうなんですけれども、管理しております。

○5番（佐久間久子君） 移動届を出していないということ。

○事務局 そうです。

○8番（佐藤浩信君） いや、仮住まい。

○5番（佐久間久子君） 仮住まいであんなに立派にハウス建てたり何だり、仮住まいでできるというのはちょっとあれかなとは思ったんですけれども、いいです。分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号15番の案件について審議します。

8番、佐藤浩信委員は退席をお願いいたします。

〔8番 佐藤浩信君退室〕

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号15番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号15番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

8番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

〔8番 佐藤浩信君入室〕

### 議案第3号 令和5年度農作業標準賃金について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 令和5年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 令和5年度農作業標準賃金について説明】

○会長（渋谷福重君） ただいま説明いただきましたけれども、皆様方、何かありましたら。

○8番（佐藤浩信君） これは税込みで表示のほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○事務局 それはちょっと近隣市町と調整して。

○8番（佐藤浩信君） 結局、受け取るほうは内税だと思い込んでいるからね。そうすると、うちあたりでも年間100万円くらい違うんだよね、請求額が。

○事務局 それは、なお近隣市町とちょっと統一してやりたいと思いますので、なおちょっと確認させていただきたいと思います。

○8番（佐藤浩信君） 内容はあまり変えたくないだろうけれども、そろそろやらないと、我々みたいに仕事でやっているやつらが成り立たなくなっちゃう。今まで家庭菜園の園長でやっていた人らはいいいけれども、仕事となるとまた話は別なんで、そろそろ税込み感覚で検討してください。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） ほかに。

○7番（八島富一君） 浩信君の場合は大きくやっているから特殊なあれだけれども、農家というとは大体は、別の話になるかもしれないけれども、果物が主で、今、県では毎年最低賃金を上げてよこすだけれども、ここはご無理ごもつともでも賛成するほかないだけれども、実際のところ1時間、これはまるっと8時間でこの値段でもいいけれども、ひょっとしたら休憩時間、30分、40分入ってこの値段になっちゃうわけだべ。そうすると、休憩時間入るのか、入らないのかでも、また違ってくるわけだ。休憩させないでは、これは時給として払うのはちょっとあれなんだけれども、だから、7時間30分でこの値段になるというのが今までの値段と同じか、そういう考えも出てくるわけよ。

これもうちのことを言うとあれだけれども、スタッフは、俺ら年とっているんだど、これ以上上げたら雇い主、結局は俺たちのこの果樹農家の連中は大変だべと、おら、来らんにくなっつおいと、こういう意見もあるんだよね。上げねえでこのままいてほしいんだ、いや、それはそういうふうに言われれば、俺らは、ああ、分かったよって言うけれども、実際に農協も、前にも言ったかもしれないけれども、10%販売高を上げると言っても、実際のところ上がらないんだと。前の週、市場との関係で、設定値段何ぼしてけろとかって言ってあったって、最終的には上がるとも、下がるともか、上がることはねえんだよ。それは県が把握しているんだか何だか知らないけれども、毎年上げる、農家の負担を大きくしているということはちょっといかなものかなと思うのよ。それを町ではイコールになれば、これは審議するのはいいかもしれないけれども、農家の立場に立ったらこれはやっぱりちょっと、さっき言ったように7時間30分で6,800なんだか、8時間で6,800円なんだか、そこらの違いもあっぺさ、結局は。これは意見としてね。

以上。

○事務局 はい。

○6番（斎藤紀次君） 今のご意見はあれなんだけれども、最低賃金を下回るわけにはいかないんだ、どう頑張ったってね。

だから、あとはその7時間とか8度間の話は、休息とか休憩をどうするかということ、これは法令で決まっているので、だからそれも破るわけにはいかないと。やっぱり8時間は8時間という形できっちり給料を払わなくちゃ、それはそれこそ違法行為になっちゃうので、それは間違いない。つらくても、これは標準賃金というのは、最賃を下回ることは絶対できないですよ、これはね。どういう形で取ろうとね。

それとあと、今、今年結構いろんな業種、業界の賃金が上がっていくから、4月からかなり上がっていくと思うんですよ。それで、この賃金は結局間に合わなくて、それで人が来るならいいんだけど、来ないとなった場合に、この年、標準賃金をもう一回見直すというのを、年度途中で改定するという考え方はあり得るのかどうかということですね、それをちょっとお聞きしたい。

○事務局 今のところ、毎年10月1日に県のほうで改正というふうに来ているのですが、ただ、今いろいろ情勢が日々変わっていますので、そこもちょっと改めて、県の企画等も含めて、そういうことをちょっと確認したいと思いますので。

○6番（斎藤紀次君） これはこっちで、ある程度は要望になると思うんだよね。県と国に対して、どうしてくれるんだという要望になると思うんですけども、だから、そういうこともあり得るのではないかなということもちょっと思ったんですけども。

○事務局 それも意見としてちょっと、先ほど八島委員からもあったんですけども、それも近隣市町のほうでも情報を共有して、いろいろ農家の問題もありますので、桑折町、伊達市、福島市あたりと情報を確認させていただきたいと思います。

○会長（渋谷福重君） 7番、八島委員。

○7番（八島富一君） 企業は売値上げれば、それは給料も上げられるよ。農家は自分で決められないんだから、幾ら何ぼ上げようといったって、儲からないことには上げられないわけだ。それで、町は基幹産業は農業だと言っているんだから、やっぱり農業を大切にするんだったら、そこらをちゃんと考えないと駄目だ。企業と比べようにならない、農業は。ましてや桃なんていうのは、2町歩もやっている人がざらざら出てきているんだから、そういう人たちのことも考えたら、販売単価は同じなんだから、大体。そこはちゃんと考えなくちゃならない。

○会長（渋谷福重君） だからって、これは、先ほど斎藤委員が言ったように、法律で決められているのより下回るというわけにもいかないから、やっぱりそこら辺はもう相対で、表向き

はこのくらいって、おらたちはこれで、何か二重みたいになっちゃうけれども。

○6番（斎藤紀次君） それは、だめ。訴えられたら決まっちゃうわけだから、それは。

○会長（渋谷福重君） でも、今、八島さんが言うように、本当に農家は厳しいのね。今回860円ということは、最低賃金をやっぱり守ろうということになっているんだけど、その辺ね、やっぱり人を使えば確かにね。あと全部人数を掛け合わせると大変なことになるんですよ。

○7番（八島富一君） いや、斎藤さん言うように、訴えられたら負けるって、それは負けるかもしれないけれども、農家がやる人もいなくなってしまう。

○5番（佐久間久子君） やっぱり八島さん言ったとおり、農家の人は休憩時間、10時とやっぱり3時に休ませるといのがありますので、そのときに、その働いている人が一服を持ってくるんだったらいいけれども、やっぱり出さなくちゃいけないの。暑いときは飲み物も出さなくちゃいけない、あとそのほかに作業中に暑かったら、やっぱり余分に冷たいのをやるとかというふうにやって、農家の人は考えて働いてもらうというようなところまで、働いてもらっている人のことを考えているので、やっぱり最低賃金は分かるんですけども、それだったら町のほうとしても農家の収入が上がるように、そういうのをもうちょっと考えてもらって、あと働く人も、農家で斡旋したときにいっぱい手伝ってもらって、その人、その人、時間、短く使って、農家をもっと潤うような体制を取っていくという方法もあり得るかなと思って。そうすれば、最低賃金、1人当たりこのぐらい出しても、一生懸命働いてもらえるんだったらば、それは可能なのかなとは思いますがけれども、やっぱり一生懸命自分たちで働いて、おいしいの作っても、やっぱりその価格が上がらなかつたら、賃金にばかり行って自分たちの生活が潤わなかつたらば、農家やっている人はだんだんもっと減っていくんじゃないかなと思います。

今現在、若い人たち、そんなにやっている人はいないし、だんだん上のほうの人だって、八島さん言うように年取っていくし、全部それが、今年度年とつたらば、若い人に任せるかといつたら、若い人だってもうギブアップというふうになっちゃうので、やっぱりその辺で考えていただいて、最低賃金に反対するわけではないんですけども、もうちょっと農家の収入を上げるような体制も、やっぱり考えてもらわないといけないんじゃないかなと思います。

○6（斎藤紀次君） 町に人件費を助成してもらえないんじゃないのかな。物の単価を上げるか、売買単価を上げるか、もしくは人件費、給料分を何らかの形で、国なり何なりが助成をしてもらわないと、多分やっていけないよね、これから。その要望というか、どういう形

で取っているか知らないけれども、資材とか何とかというよりも、これからは人件費だと思いますよ、だから。その人件費を、実際農家が今までだってそうだけれども、人件費をまともに払っていたら、そんな値段で売れるわけじゃないじゃないですか、その品物はね。だから、ダイコン1本だって100円で売っているけれども、売値は100円でも、実際は300円とか500円取らないと割に合わないぐらい働いているわけですからね、結局は。だから、要するにみんなが安い品物、食べ物を取得したいんだったら、その分の人件費を何らかの税金とか何とかで補填していかないと、そういう制度を作っていかなかったらとてもやっていけないんじゃないかと思うんだよね。

そういう国だとか県に対する要望に、そういったものは入っていたっけ、人件費というか、そういう。

○事務局 ええ。毎年、年1回要望あるんですけども、それに県とか国に対する要望があるんですが、それに令和5年度はちょっと、それも一つ、要望として入れさせていただく方向で検討したいと思います。

あと、この860円というのは、桑折町、近隣市町の伊達市等もそういう状況であるということなんですけれども、そこら関しては、今の情勢、農業を取り巻く情勢が大変厳しいものですから、桑折町と伊達市ともちょっと連携しながら、農業委員会としてもう少しどういう、今回、最低賃金が上がったことについて、対応について、協議させていただいて、それをまた皆様に、またご報告させていただきたいと思いますので、そういった形でよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかに何か、これに関して。

何もなければ、この価格でいくということだね。

○事務局 そうです、はい。

○会長（渋谷福重君） 国見町の賃金。

○8番（佐藤浩信君） コンバインのところ、備考のところ、「刈取りから乾燥・もみ摺」となっているけれども、この項目では「調整」になっているから、「もみ摺」じゃなくて「調整」に直してもらえる。

○事務局 分かりました、ええ。

○8番（佐藤浩信君） 何かほかの条項はみんな調整に変わったよね。

○事務局 すみません。じゃ、「乾燥・もみ摺まで」じゃなくて、「乾燥調整まで」。

○8番（佐藤浩信君） うん、調整までにして。

○事務局 分かりました。

○8番（佐藤浩信君） ここだけ何か表記が変な、別の。

○会長（渋谷福重君） ほかにいろいろ意見を出してもらって、これを国見町の令和5年度の案で。

○5番（佐久間久子君） 計算しながら人を雇うような。

○2番（赤坂正弘君） 最低賃金以下で契約しても、法律で無効になって、この最低料金で契約したことになるんだって。だから契約時は、今は多分最低料金で契約したことになるというんですかね。じゃ、これはちょっとやばいんで。さっき言ったように、どこかから補助でもしない限りはやっていけなくなるんじゃないですかね。

○会長（渋谷福重君） これと直接関係あるか、まだ確信ないけれども、今度は10月からインボイスになるし、こういうやつはどうなってるのかね、シルバー人材どなたか、もし分かれば。インボイスになって、領収書を今度いろいろ発行するのに、正規のでない今度はいろんな。だから、これは賃金を払うべした。あっちの人が認めてくれるか、こっちも認めてくれるか、いろいろそういう問題は将来出てくるんじゃないの。ちょっと今分からないけれども、俺も。

○8番（佐藤浩信君） インボイスで、いいですか。個人の人件費に対しては口座に残っている記録でやってもらえるからいいんですけれども、企業間の取引だけ番号が必要になるだけなんで、法人番号。例えばうちあたりは法人番号なんて、頭にTついて、一番前と一番最後は乱数、あと中は全部法人番号なんですよ。

○会長（渋谷福重君） そうすると、その給料をもらった人は……。

○8番（佐藤浩信君） 口座に記録を残して、口座から入っていけば、それが証明になっちゃうんで、証明できないと駄目だけれども、一括で何か出すと。

○会長（渋谷福重君） 詳しくは俺も分からないけれども、シルバー人材のほうではちょっとその辺いろいろ問題あって、ああしろ、こうしろって何か言っていたような感じがしたよね。

○8番（佐藤浩信君） 一人一人に口座から直接……。

○会長（渋谷福重君） そうすれば、雇用については問題ないもんな。インボイスには関係ないのかって……

○8番（佐藤浩信君） いや、まだ別。

○会長（渋谷福重君） じゃ、あとはこれはそうすると、この今の金額で、またさせていただくというような形ではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君）　じゃ、そういうことで、一部、浩信君が言った作業のあれだけは直して、そういう形にお願いしますということで。

○事務局　はい。

○会長（渋谷福重君）　議案第3号について、令和5年度農作業標準賃金表案の内容が適当であると認める方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君）　全員挙手であります。

よって、議案第3号については令和5年度農作業標準賃金案の内容のとおり決定いたします。

### 協議第1号 国見農業振興整備計画の変更案に関する意見について

○会長（渋谷福重君）　次に、協議第1号 国見農業振興整備計画の変更案に関する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局　【協議第1号 国見農業振興整備計画の変更案に関する意見について説明】

○会長（渋谷福重君）　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございますか。

○8番（佐藤浩信君）　前、策定する面積あったじゃないですか、どのくらい将来的にやりますよと。実行できないような面積を計上してやっていた人は何人かいたんです。現状では、その作業はここで、あなたたちでは無理でしょうというような面積を計上して、場所取りだけしちゃおうみたいな、色分けのときのね。例えば森山なら森山の、これは道路からこっちは自分がやりたいみたいなあれのときに、人がいたんで、どう見ても、その経営規模の今の現状でそのやつは無理っていうようなことをやった人まで、やっぱり最初の実績で策定に入っちゃうのか、それともそういう場合は、やっぱり一旦見直しを図るか、判断をどうするかというのはある程度のそういうワンクッションを置けるシステムをつくるのかというので。でないと、今までやってきたところの数倍の規模でやって、今までやってきた人がそっちに行って、私がここでやります、じゃ、どうやってやるのといったら、私、機械ないので、機械買うのにお金貸してくださいぐらいな、人を貸してくださいぐらいな、そういう計画の案が2年ほど前にちらっと見ちゃいましたんで、私。事務局が違っていた、だからそういうこともあるので、この桁1つ違っているような、そういう無謀なやつをそのまま通すというわけにもいかないんで、実績

に見合った計画かどうかという判断をする、そのチームというんですか、あれが必要かなとは思うんですけれども。

以上です。たしか、前の事務局だよ。

○事務局 今の委員の話につきましては、この後、その他のところで令和7年3月までに、人・農地プランが法制化されまして、目標地図、あれを集積して、目標地図を1筆ごとに、農地を5年後、10年後、誰が耕作していくのかということを策定するあれがありますので、それは後でご説明させていただきます。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

協議第1号について、変更案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、協議第1号については変更案の内容のとおり決定いたします。

議事についてはこれで終了とします。

---

## 6 その他

### （1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に移ります。

（1）番、次回以降の総会日程等について、事務局より説明を求めます。

○事務局 【（1）次回以降の総会日程について】

○会長（渋谷福重君） 17、18、19ということでありますけれども。

○5番（佐久間久子君） 17でお願いします。

○会長（渋谷福重君） はい。ただいま17日という意見が出されましたので、ほかになれば17日と決定させていただきます。

時間はいつものとおりでいいですか。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） やっぱり1時半ということね。

では、次に進みます。

その他として、(2)番、産業振興課長から何かありましたらお願いいたします。

○産業振興課長(佐藤智昭君) すみません、私のほうからその他ということで、皆様のお手元のほうに、農業委員会からの意見書に対する町の対応についてというペーパーが、表裏のものがあるかと思いますが、こちらのほうを若干説明をさせていただきたいと思います。

昨年の12月16日に会長と職務代理者のほうで、町長のほうに、町に対して意見書のほうを提出いただきました。その際、その意見書に記載をされている8点について、町の対応はどのようなことになっているのかまとめたものになりますので、若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目の地域での話合いによる目標地図の作成について、計画的に取り組むことということにつきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、先ほど局長のほうからお話ありましたが、2年後の令和7年3月までに目標地図と地域計画の策定が必要になるということで、スケジュール管理の上、期日までの策定を進めていくということで、後ほど、また改めて説明のほうを差し上げたいと思います。

なお、令和5年度の当初予算においては、会計年度任用職員1名の雇用を新たに増員をし、推進体制を構築していきたいということで考えてございます。

2点目につきまして、国見農業ビジネス訓練所を核とした新規就農者の確保・育成を継続すること、こちらについては、首都圏での農業人フェアなどに参加をし、一人でも多くの新規就農希望者を確保したいということで、令和5年度、国見農業ビジネス訓練所の長期研修生につきましては、今のところ5人から申込みがあって、来週面接を予定してございます。

なお、令和5年度の当初予算におきましては、新たに果樹の部門で地域おこし協力隊を募集をし、国見での新規就農者、これまで訓練所は野菜ということでしたが、果樹についても国見町での新規就農者を全国から募っていきたいということで、新年度の当初予算では、地域おこし協力隊6人分、6名分の予算化をしてございます。

3点目、農地が適切に利用されるよう遊休農地の発生防止・解消に向けた対策を講ずることということになりますが、引き続き県の補助事業を活用するなど、遊休農地の再生に努めていきたいということです。

4点目、農業者の営農意欲が減退しないよう広域連携も含めた鳥獣対策に万全を期すことということになっています。

山際を中心に、猿、イノシシ、熊の鳥獣被害が毎年後を絶たないという状況で、これは国見

だけじゃなく近隣市町村も同様ということになってございます。国見町だけでは解決し得ない問題もあるかと思いますが、これまで以上の広域化を進めていきたいということです。

それから、令和5年度の当初予算においては、鳥獣対策の新規事業として、知見を有したアドバイザーの方を委託をして、単年度ではなくある程度中長期的なスパンで、地域の皆さんと連携をした取組を進めていきたいということと、これまで山際に侵入防止柵を設置をしてきましたが、その維持管理について、町のほうから100万円の補助というのを支出をして、侵入防止柵の適正な維持管理に努めていきたいということで予算を計上予定でございます。

裏面のほうになります。

5点目については、農繁期の労力不足の解消に向けた確保対策を講じることということですが、2月7日に農業求人サイトの利用促進に向けた研修会を開催をさせていただき、農業委員の皆さんにも参加をいただきました。ありがとうございました。

今後は1市2町の取組として、労働力確保に向けた取組として需要調査、供給量の拡大、マッチングなどを進めていきたいというふうに考えています。

6点目については、持続可能な農業経営に向けた法人、団体及び個人を対象にした農業機械の補助制度を拡充してはどうかという意見に対してですが、令和5年度の当初予算で、町単独の新規事業として機械導入の補助金500万円、約10件分の予算計上を予定してございます。こちらについては、補助率は10分の1、上限50万と、補助率的には非常に少ないということかもしれませんが、町単独で広く薄く、多くの皆さんに支援をできればというふうに考えてございます。

なお、これまで農業機械の補助に関しては、基本的に個人補助ではなく組織を結成していただくということが条件になっておりましたが、この町単独事業については個人の機械補助についても対象にしていきたいというふうに考えてございますが、あくまで10年後に向けて、目標地図に向けて、地域の農地をある程度集約する、そういった規模拡大を考えている担い手になり得る個人農家を対象にしているということで、詳細な設計については今作成中ということで、できるだけ4月、早い段階で、町民の皆さんというか農家の皆さんに、こういった補助制度ができたので、ぜひご利用いただければということで周知をしていきたいなということで、今、準備を進めてございます。

7点目については、農作業中に使用する共同トイレ設置に向けた補助制度を創設すること。

こちらについても、令和5年度の当初予算に、町単独の新規事業として、仮設トイレの設置費用の補助、約5件分を計上しているところです。こちらについては個人の設置というよりは、

3個以上の任意組織を結成していただくということを、今、補助対象の要件として考えているところですよ。

最後に8点目、自然災害、生産資材の高騰など、農業経営が逼迫する状況下において、関係機関への支援策を働きかけてほしいということにつきましては、国・県の補助事業をまずは活用したいと。さらには、今後生産資材、あるいは燃料肥料の高騰がある程度長引くということかと思しますので、必要に応じて国・県に財政支援を要望するとともに、早急に支援が必要な場合は、町独自の緊急支援策を補正予算で検討していきたいということでございます。

先ほど八島委員のほうからもお話ありましたが、最低賃金が上がって農家経営が非常に苦しいと、人件費が上がるだけじゃなくて、当然、燃料、資材、肥料を含めた生産品が全て上がっていると。それにもかかわらず、それに見合う価格がついてきていない。当然そうなれば、農家さんの手元に残る所得がどんどん先細りして行って、営農継続が難しいという状況下にあるのは私も重々承知してございます。

一番問題なのは、投資をした資材代を確実に解消できる販売価格が最初に決まっていない、あるいは農家さんが自分で決められないというところに大きな課題があると思っています。この課題を解決するためには、やっぱり消費者が農産物の販売価格が今以上にもっともっと上がることに對しての理解をまず得られないと、なかなか卸を含めた、そういったところが販売価格のアップにつなげていけないというところはあるかと思しますので、なかなか町だけで解決する問題ではないんですが、こういった問題、可能であれば、先ほどありましたけれども、農業委員会から町、あるいは県のほうにどんどん要望などして行って、価格保証がいいのかどうか、いろいろ議論はあると思いますけれども、確実に生産品が上がっても、農家さんの手元に残るお金が最低これは確保できるよというのを最初に明確にした上で作付なんかができると、やはりいろんな意味で営農継続にはつながるのかなと思っていますので、今後そういった部分については農業委員会の中でもご議論いただいて、積極的な対応を町と一緒に進めていければなと思っていますので、ちょっと8点以外の部分、9点目にもなりますが、今後こういった対応もぜひしていきたいとは思っていますので、また時間を見て、皆さんと相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 今、振興課長のほうからいろいろ説明がありましたが、別にこれに對してはいいですか。

○8番（佐藤浩信君） 6番って、これは重複しても構わないの、単独なの。6番。

○産業振興課長（佐藤智昭君） 6番については、イメージとしましては、その重複というのは、いわゆる国と県の補助をもらって、そこに、それは今のところは考えていません。この6番は、何が一番したかったかという、国・県の機械補助については基本的に個人の農家はNGというふうになっているんですが、例えば個人農家でも、農業を大きくやりたいといったら、まずトラクターは必要だろうとか、いろいろ機械は必要だと思うんですが、トラクターの補助ってほばないんですよ。そういった意味では、町で、10分の1にはなってしまいますが、そういった国・県の補助をなかなか受けられなかった個人農家に対しても、ぜひ支援をしていければなと思っています。

ただ、正直申込みが殺到する可能性も当然にありますので、その際にはポイント制みたいなのをちょっと導入をして、これから制度設計するようにはなるんですが、過去に補助を受けたかどうかとか、新規就農者で、その機械が初めて買うのか、更新なのか。できれば初めて買う人に支援の手を伸ばしたいというところもあるので、初めてであれば当然ポイントは高くして、更新の場合ではちょっとポイントを低くしてみたいな形で幾つかの項目をつくって、そのポイント制で、点数が高い方から順番にというところで、今のところは、決定ではなくて、あくまで私のイメージですが、そんな形でちょっと広く支援の輪を広げられたらな。

当然、今、コロナ禍の中で、農業機械も、昨年も今年も値上げになっているという話も聞いていますので、10分の1の補助率についてはその値上げ分で吸収されるんじゃないかというところの考えもあるかと思うんですが、まずは町として、今までにないこういった支援策も講じながら、営農継続に向けた支援をしていきたいと思っておりますので、ぜひともご理解いただければと思います。

○8（佐藤浩信君） 7%は、また別。

○会長（渋谷福重君） 何かほかにありましたら。

ちょっと私、聞いていいかな。

この4番の中で、真ん中辺にある①番、侵入防止柵維持管理補助金となっていますけれども、今現在あるものに対しての修理か何かを依頼するのか、新しくまたつくるということを意味しているのかな。

○産業振興課長（佐藤智昭君） すみません、説明が足りなくて。こちらについては、侵入防止柵を設置している地区が、当然、小坂から始まって泉田、鳥取、内谷、石母田、山根、貝田、光明寺のほうにつながっていますが、各地区ごとで、当然いろんなメンテをしていただいていると思います。当然草刈りをしたり、あるいはイノシシがぶつかってちょっと穴というんです

か、破損しているところがないかどうか。今までは、壊れた箇所についての資材提供というのはしてきましたが、活動するときの保険代、あるいは活動するときの労賃、その労賃についても、例えば多面的とか中山間直接支払交付金から支出しているところもあるんですが、そういったところがない地区もあるので、そういった、少しでも出労していただいたときの手当、そういったものもカバーできないかなというところで、そういったものをちょっと支出することによって、侵入防止柵のある程度中長期的な維持をしっかりとしていきたいということで、今考えています。

ですから、あくまで今まで同様、壊れた箇所の資材も提供しますし、そこの修理をするときの、イメージとしては労賃なんかを、何かちょっと仕組みをうまくつくって支援できたらなということで、今考えています。

○会長（渋谷福重君） 今、振興課長が言われた柵の、実は修理するのに、私のところは多面的機能から労賃を出しているんです。だから、こういうのを使っていないと、これは申請すれば作業はしなくちゃだよ。ということは、これは100万を計上されているので、やられていない地区の方はやられたほうがいいかなと、せっかく100万あるのですね。いろいろ分かりました。

じゃ、なければ次に行きますので、事務局から何かありますか。

○事務局 すみません、私のほうから、まず1つ、皆さんのお手元に、目標地図の作成についてということで、A4判の3枚の資料があるかと思うんですけども、簡単に概要だけちょっと説明させていただきたいと思います。

先ほど産業振興課長からも、農業委員会におきまして、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、これまで人・農地プランの取組として行ってきた地域の話合いに基づく取組が、今度、法律に基づく取組になりまして、それが今度の人・農地プランから地域計画ということで、併せて目標地図、農地1筆ごとの将来の耕作者の計画、5年後、10年後の計画の目標地図を令和7年3月までにつくりなさいという指針が国から来ております。

まず、この目標地図の作成手順、考え方でございますけれども、②番のところを見てもらいたいんですけども、目標地図の作成手順につきましては、当然これからの取組になりますので、各市町村様々でございます。それぞれの地域において、市町村農業委員会、中間管理機構、農業協同組合、土地改良組合等の関係機関と分担した上で密に連携して、創意工夫して進めていくこととなります。

1番、所有者等の意向把握なんですけれども、農地利用最適化推進委員と農業委員会につきましては、農地利用の最適化に係る活動を通じて農地の出し手、受け手の意向を聞き取り調査

を行って、タブレットに記録します。なお、タブレットでなくても、書面によるアンケートの方法でもいいですよというようなことになってございます。

2番、この意向調査に基づいて、現状地図、分析できる地図の作成ということで、農業委員会につきましては、記載のとおり所有者との情報、農地の所在、地目、面積、遊休農地か否か等の農地関係の現状を示した現状地図と、所有者の意向調査を基にした年齢別、意向別、後継者の有無等を区分した分析できる地図を作成するようになります。

それが終わりましたら、3番、農業委員会による素案の作成ということで、最終的に素案をつくっていくような順序となります。

次のページを見ていただきたいと思います。

④番でございますけれども、目標地図の作成手順ということで、資料1、A4判のもの、白黒とカラー刷りになると思うんですけども、まず、目標地図の作成手順①というのを見ていただきたいと思います。

このような形で、左側から、現況地図から素案作成、次に当初の目標地図、一番右側に将来の目標地図というようなことで、ちょっと作成するような形となりますので、こういうふうなイメージを捉えていただければと思います。

最終的には、理想でございますけれども、次のページ、カラーで図示した図をちょっと見ていただきたいと思いますと思うんですけども、現況地図からばらばらの素案をつくりまして、今度の地域計画、令和7年、そこからまた令和10年度には、もう少し修正して色分けされていると思うんですけども、このような形で集積を図っていくというふうなことで考えております。

次の資料2、A4判の資料2を見ていただきたいと思います。

これが実際に農地の所有者に対する意向項目、意向調査の一覧となりますので、後ほどお時間あるときに目を通していただければと思います。

さらに、資料の3をちょっと見ていただきたいんですけども、こちらはタブレットでやった場合の意向回答フロー図ということで、こちらのほうがちょっと図示的には分かりやすいので、ちょっと見ていただきたいと思います。

農業経営に関する意向として、(1)今後の経営意向ということで、①規模拡大、②現状維持、③規模縮小、④経営移譲、⑤その他とあると思うんですけども、そういったものを聞き取りいたしまして、この矢印のとおり進んでいただいて、(2)番、後継者の有無となります。

次に、(2)その他確認事項に移りまして、裏面の農地に関する意向へ続くか、ここで意向が終了となるか、そういうような意向調査のフロー図となっておりますので、こちらはどう

ぞお時間あるときに見ていただきたいなと思います。

次に、⑤番、地域計画案の取りまとめの策定でございますけれども、この資料の、同じくA4判の資料4というものをちょっと見ていただきたいと思います。

表と裏、2枚つづりになっているんですけれども、こちらについても地域名、それぞれ1番から6番、1番の藤田・森江から6番の小坂までありますけれども、このような①から⑤の取組項目がございます。これについては、今後、令和5年度について順次予定を入れて、取組を行っていきたいと考えております。

次の資料4の裏側を見ていただきたいと思います。

まずこれは、取組に当たりましては、地域計画推進チームをつくって取組を支えようということで国から通達が来ておりまして、まだ粗々の素案でございますけれども、一応このような形で、町としては産業振興課、あと農業委員会事務局、あと農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様、農地中間管理機構、あと農林事務所、土地改良区、農業協同組合等で推進チームを構成して、このような班体制で、地域としましては1の藤田・森江の、2の石母田・山崎、3の大枝、4の大木戸、5の貝田・山根、6の小坂地区を予定しております。

まだ、本当の粗々な素案の計画でございますけれども、今後また詳細が決まりましたら、随時情報をお伝えして共有していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に⑧番、今後の予定ということで記載しておりますけれども、一応、4月頃にタブレット操作研修会ということで、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が集まっていただいて、あと県の農業会議の方に講師をお願いしまして、タブレットの操作研修会を予定してございます。

あとは、4月から12月にかけて地区の説明会を行うとともに、農地利用に関する所有者に対する意向調査に取り組んでいきたいと考えております。

そして、令和6年1月から令和6年10月にかけて、地域での話し合いを順次開始しまして、先ほど佐藤浩信委員からもお話がありましたけれども、この中で、そういった地域での話し合いを、地図を見ながら共有して、やっていきたいと考えてございます。

最後、令和6年11月から令和7年2月にかけて、話し合いを取りまとめた地域計画の案を町が公表して、地域や関係機関に意見照会を行いたいと考えております。

それで、令和7年3月には地域計画を策定し、公告というような、今の段階ではこのような予定で、計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これについては、どこの市町村も初めての取組となりますので、まだちょっといろいろ見え

ない部分があるんですけども、一応、このような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ということですけども、今の点について何か聞きたいことがありましたら。

○8番（佐藤浩信君） 急ごう、時間がない。

○事務局 すみません、最後のもう一点、4枚つづりでA4判の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る件についてということで、現在の状況についてお伝えしたいと思ひます。

①番のパネルの囲い周辺ののり面に張り芝をやっていないので、きちんとやっていない、土砂流出の防止を図っていないことにつきましては、当初計画どおり施工するというところで回答が来てございます。

②番、敷地の舗装を透水性アスファルトとして、四方排水口を施して、流末部には沈殿槽を設置する件につきましては、裏の地図、1ページと2ページを見ていただきたいんですけども、当初事業計画を出していただいたときに、2番の地図、図面ですね、これを頂いていただいて、このように通路の部分と車両回転場についてはちゃんと色分けして、これを透水性アスファルトにする予定でしたという業者からの説明があったんですけども、事業報告書をいただいたときには、それは計画書の中に全然入ってなくて、県のほうもそういう認識ではいたんですけども、改めて業者のほうから、1ページのように、この黒くなっているんですけども、通路の部分と車両回転の部分だけ透水性アスファルトにするということで話がございまして、それを県と協議しましたら、県のほうからは了解をいただいているところでございます。

あと、沈殿槽については、当初計画どおり施工するというところでございます。

あと、③番、囲いのパネルのスチールを地中に埋込みしていない件については、この記載のとおり、囲い下部の隙間を通る風が、廃プラスチック飛散の原因の一つだという指摘があったので、囲いの内側から盛土をすることでパネル下部の隙間を埋め、廃プラスチックの飛散防止を図ってもらった状況になります。

これにつきましては、県のほうでは、これについては地中に埋め込まなくても、そういった飛散防止を図っているのので、これでいいですよというような回答をいただいております。

④番、囲いの内側に排水口があるんですけども、グレーチングがけをしていないところについては、きちんと④番、グレーチングをかけるということで、現在、その製品を含め、今、検討してもらっている状況でございます。

⑤番、排水路に土砂が堆積している状況につきましては、町のシルバー人材センターに依頼し、回収作業を予定しているというような回答でございます。

最後、⑥番、まだ農地転用の工事が完了していないのにフラフ燃料を搬入しているということで、先月、農業委員会からも指導通知を出しているところでございますけれども、至急、燃料を移動するようにと。この件については、移動先についてはまだ検討中で、まだ見つからないのが現状だというような話をいただいているんですけども、これについてもすぐに移動してもらうように指導を行っている状況でございますので、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る農地転用の件については、現在このような状況で進めさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 当初より、少しずつやってはくれているんだね。やってもらわないといけないんだよね、これはね。じゃないと、我々がこれを許可した問題になるからね。

○8番（佐藤浩信君） 完了していないんだから、許可通っていないんだから。

○会長（渋谷福重君） いや、農地転用は外れているのよ。だけれども、違反なんだよな。図面どおりやっていないんだから。

○8番（佐藤浩信君） いや、完了していないから、終わっていないんだから。終わった時点で我々の責任はなくなる。終わっていないんだから、まだ農地です。

○会長（渋谷福重君） じゃ、最後に出席の農業委員の皆さんと、農地利用最適化推進委員の皆さん、何かありましたら。何もないですか。

○産業振興課長（佐藤智昭君） すみません、皆さん、先ほど説明した資料に重大なミスがありました。

先ほど説明した資料の6番、機械補助のところですね、新年度の当初予算で500万と書いてあるんですが、ここは300万、間違えていました。300万の間違いです。ごめんなさい、申し訳ないです、ちょっと。

○7番（八島富一君） 駄目だな、一回言ったんだから。

○2番（赤坂正弘君） 上限も30万になるの、これは。

○産業振興課長（佐藤智昭君） 上限は50で考えております。例えば、100万の機械ということであれば10%で10万になりますので、件数はもうちょっと稼げる、稼げるという言い方はあれですね。ですから、現段階ではちょっと何件になるかは、ふたを開けてみないと分かりませんが。すみませんでした。300でご訂正をお願いします。

---

○会長（渋谷福重君） それでは、長時間、本日はありがとうございました。

これで総会を閉じます。

午後 3 時 2 6 分閉会